

第20 連結送水管

1 送水口

第2 スプリンクラー設備 4 (3)から(5)によるほか、送水口は立上がり管の数以上の数とすること。

2 放水口

- (1) ホース接続口の結合金具は、マルチ型差込式（呼称 50 及び呼称 65）の差し口とすること。また、双口形のホース接続口の結合金具についても同様とする。
- (2) 放水口は、直通階段、階段室、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に識別できる 5 m 以内の位置に設けること。
- (3) 放水口は、原則として各階の同一垂直線上に設けること。
- (4) 放水口は、放水口格納箱内に設けるものとし、第 1 屋内消火栓設備 7 (3)、(4)ウからオに準ずること。
- (5) 放水口格納箱は屋内消火栓箱と兼用することができる。
- (6) 防火対象物の一の階で、非常用エレベーターの乗降ロビーが 2 以上ある場合は、令第 29 条第 2 項に定める水平距離以下であっても、それぞれに設けること。

3 配管等

配管等は第 1 屋内消火栓設備 4 (1)、(3)から(7)、(10)から(12)及び(14)に準ずるほか、次によること。

- (1) 放水口のたて系統ごとに、配管口径 100 A 以上の立上がり管を設けること。また、一の防火対象物において、立上がり管が 2 系統以上となる場合は、2 以上の送水口を相離れた場所に設け、それぞれの立上がり管の低層部で配管口径 100 A 以上の横引管で接続すること。
- (2) 配管は、高架水槽又は補助高架水槽に連結し常時充水すること。
- (3) 送水口の直近には、逆止弁（送水口側）及び仕切弁（放水口側）を容易に操作できる場所に設けること。
- (4) 配管の最下部には、有効に排水できる位置に排水弁を設けること。ただし、配管の最下部に放水口等を設けた場合で、当該放水口等から有効に排水できる場合にあっては、この限りでない。
- (5) 規則第 31 条第 5 号ロに定める設計送水圧力は、最も圧力が低くなると予想される放水口（最高部又は最遠部の放水口等）に長さ 20m のホース（呼称 65）2 本を結合した場合にノズル先端圧力が 0.6MP a 以上となるよう次により設けること。

ア 設計送水圧力の上限は、1.6MP a とすること。

イ 摩擦損失の計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成 20 年消防庁告示第 32 号）によること。

ウ 摩擦損失水頭は、立上がり管ごとに、800ℓ/min（双口形の放水口を設けるも

のにあつては、1,600ℓ/min)以上の流水があるものとして行うこと。

エ 立上がり管を2以上設置する場合は、送水口から立上がり管が分岐する部分までは、1,600ℓ/min(双口形の放水口を設けるものにあつては、2,400ℓ/min)以上の流水があるものとして行うこと。

オ ホースは、100m当たりの換算水頭を8mとする(50mに満たない場合には4mとする。)

(6) 配管の材質、管継手及びバルブ類は、規則第31条第5号ロ、ハ及びニによること。

4 表示

- (1) 送水口には、その直近の見やすい箇所に「連結送水管送水口」の表示をすること。
- (2) 送水口には、各階において必要なノズル先端圧力を得るための設計送水圧力を、原則として送水口付近に表示すること。
- (3) 送水口の直近には、20cm×20cm上の大きさの基準階平面図に放水口、送水口、逆止弁及び仕切弁の位置並びに消防車からの送水圧力を記入した標識板を設けること。
- (4) 放水口格納箱には、「放水口」の表示を設けること。ただし、放水口を屋内消火栓箱内に設置するものにあつては、屋内消火栓箱に「放水口」の表示を併記すること。
- (5) 放水口格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓設備用又は非常警報設備用等の赤色の灯火が直近に設けられている場合は、兼用することができる。

5 ホース格納箱

11階以上の部分に設ける放水口には、次によりホース及び筒先を設けること。

- (1) 11階以上の各階には長さ20mのホース(呼称50、使用圧は1.3MPa以上かつ設計送水圧力以上)2本以上、筒先(結合金具は呼称50の差込式の受け口、ノズルは噴霧式切替型)1本以上を放水用器具格納箱(以下「ホース格納箱」という。)に収納して設けること。
- (2) ホース格納箱は、放水口格納箱と兼用すること。ただし、放水口の直近に設ける場合はこの限りでない。
- (3) ホース格納箱には、その前面に赤地に白文字又は、白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示すること。
- (4) ホース格納箱は、第1屋内消火栓設備7(4)エ及びオに準ずること。